



フリーランス法説明会が開催されます

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が
2024年11月1日に施行されます。

フリーランス法の普及・啓発活動として、フリーランスと取引を行う事業者やフリーランスを対象に、フリーランス法に関する説明会を公正取引委員会事務総局北海道事務所、経済産業省北海道経済産業局及び厚生労働省北海道労働局の合同で開催します。

対象	フリーランスと取引を行う事業者・フリーランス
開催日程 場所	<日時> 令和6年10月11日（金） 14:00～16:00 <場所> カナモトホール（札幌市民ホール） 2階第1会議室 定員50名（先着順） 札幌市中央区北1条西1丁目
参加方法	参加登録は右記QRコードからお願いします。 ※ <u>登録締切 令和6年10月9日（水）</u> ※ <u>参加可能人数 1事業者当たり2名以内</u> 参加者個々の登録が必要です。 詳しくは、公正取引委員会北海道事務所 ホームページをご覧ください。 
<input type="text" value="公正取引委員会 北海道 フリーランス法"/> <input type="button" value="検索"/> 	

公正取引委員会事務総局北海道事務所 説明内容

1. 書面等による取引条件の明示
2. 報酬支払期日の設定・期日内の支払
3. 禁止行為

厚生労働省北海道労働局 説明内容

1. 募集情報の的確表示
2. 育児介護等と業務の両立に対する配慮
3. ハラスメント対策に係る体制整備
4. 中途解除等の事前予告・理由開示

担当職員による質疑応答もあります。

お問い合わせ先

公正取引委員会事務総局北海道事務所取引課

電話 011-231-6300

経済産業省北海道経済産業局産業部中小企業課取引適正化推進室

電話 011-709-2311（内 2579）

厚生労働省北海道労働局雇用環境・均等部指導課

電話 011-709-2715